

令和6年度 喀痰吸引等研修（不特定・1,2号研修）受講者の募集について

一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会（平成28年9月に喀痰吸引等研修登録研修機関に登録）では、次により令和6年度喀痰吸引等研修を実施します。

1. 研修の目的

平成24年4月より制度化された介護職員等による喀痰吸引等研修を実施することにより、利用者一人ひとりの医療的ケアのニーズに対して、福祉施設・事業所等における介護職員による必要な医療的ケアを安全かつ適切に行えるように整備し、当該医療的ケアの充実を図ることを目的とする。

2. 対象とする研修 不特定の者を対象とする研修のうち、1,2号研修とする

3. 受講対象者 次の号すべてに該当する者

- (1) 神奈川県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等に就業している介護職員で、不特定多数の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行なう必要のある者であって、本研修の受講を施設長等が認めた者
- (2) 講義から実地研修まですべて受講できる者

4. 実施する内容及び期間、会場

- (1) 基本研修（講義） 令和6年8月10日～9月14日（全7日間）
- (2) 筆記試験 令和6年9月21日（土）10時～11時
- (3) 再試験 筆記試験で不合格となった者には、再試験を実施します。
再試験日は令和6年9月26日（木）。なお再試験で不合格となった者はこの時点で研修を継続できません。資格を取得するためには、再度喀痰吸引等研修を受講してください。
- (4) 演習 令和6年10月6日（日）9時15分～18時00分
- (5) 会場 上記(1)(2)(4)は上大岡ウィリング横浜で実施(地図参照)、(3)再試験は横浜駅近辺の会場予定。

5. 受講定員 30名

6. 募集期間 令和6年4月19日（金）5月31日（金）事務局必着

7. 申込方法 「受講申込書」に必要事項を記入の上、事務局まで郵送する。

8. 受講決定 受講の必要性や実施研修実施先の確保状況などを基に書類選考により受講者を決定する。なお、受講者へは研修実施前までに郵送で受講の可否を通知する。

（6月14日発送予定）

9. 受講料 60,000円/人（保険料を含む）

テキスト代（2,420円）は別途必要。但し実地研修に係る費用は含まない。

※かながわ高齢者協会施設は減額があります。会員専用申込書でお申込ください。

※受講料は、受講決定通知後、指定の口座に振り込んでください。

※振込手数料は受講者負担となります。

※実地研修の実施に当たり必要となる看護師指導料、消耗品、医師指示料等の諸費用は、すべて実地研修実施施設の負担となります。

10. 受講辞退について 受講の辞退は、令和6年7月12日(金)までに事務局に連絡のあったものについてのみ認めます。
11. 受講申込みに当たっての要件
受講申込みに当たっては、次の要件のすべてを充たすことが必要です。
 - (1) 個人での申し込みは不可とする。
 - (2) 実地研修は、原則として受講者の勤務する施設又は同一法人が経営する施設(以下、「施設等」という。)で行えること。
実地研修に係る医療的ケアの対象者が確保できない場合は、神奈川県が実施する「喀痰吸引等研修支援事業」を活用して実地研修を実施することができる。この場合、申込時に県事業を活用する旨を事務局に連絡する。事務局より協力事業所を提供するので、受講者は協力事業所に対し、諸手続きを行う。但し支援事業を利用する場合は、別途支援事業先に実地研修の費用を支払うこととなります。(支援事業の定員は4名です。申込希望者が4名を超えた場合は事務局で選考いたします。)
 - (3) 実地研修を実施する施設・事業所等において実地研修指導講師(正看護師とし、准看護師は不可)が確保できること。支援事業を利用して実施研修を行う施設・事業所においても、実施研修指導看護師が不在の場合は研修の申し込みはできません。なお、実地研修指導講師は実地研修の指導方法や評価方法を学んだ上で、介護職員の実地指導にあたる必要があることから、登録研修機関等で実施している「医療的ケア教員講習会」等を受講していること。当機関では、医療的ケア教員講習会を5月21日(火)に開催します。
 - (4) 実地研修を開始する前に、実地研修指導講師が別紙の「指導者評価の視点」に基づき、知識や技能等について受講予定者が実地研修適正者として認める判断を行うこと。
 - (5) 実地研修指導講師は、「評価基準」(厚生労働省発)にもとづいた公正な実地研修の評価を行うこと。
 - (6) 実地研修の実施にあたり、書面による医師からの指示書が得られること。
 - (7) 医療的ケアの対象となる方又は家族から実地研修への協力と書面による同意が得られる見込みがあること。
 - (8) 事故発生時の対応(関係者への報告等の必要な緊急措置、記録の整備等)が取れること。
 - (9) 実地研修協力者(医療的ケア)の秘密の保持が守られていること。
 - (10) 研修受講者に関する出勤状況等を確実に把握し、保持できること。
 - (11) 実地研修の実施にあたって必要な支援体制が取れていること。
12. 修了証明書等の交付
 - (1) 「喀痰吸引等研修実施要綱について」(厚生労働省社会・援護局長、社援発 0330 第43号平成24年3月30日)に基づき、研修の全課程(基本研修(講義及び演習、別紙研修日程参照)並びに実地研修(基本研修修了後4か月最長1年)を修了した特定行為について修了証明書が交付されます。
13. その他
本研修の受講申込書に記載された事項は、個人情報保護法の規定に基づき適正な管理をおこないます。

令和6年度 一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会 研修日程及び開催場所

	日 程	会 場	
講義（7日間） 原則 9時30分～18時00分	①8月10日（土）	ウィリング横浜	12階 124-125号室
	②8月17日（土）		12階 123号室
	③8月24日（土）		12階 121号室
	④8月31日（土）		12階 125-126号室
	⑤9月3日（火）		9階 902号室
	⑥9月7日（土）		9階 901号室
	⑦9月14日（土）		12階 121-122号室
筆記試験（※1） 10時開始	9月21日（土）	ウィリング横浜	9階 901号室
再試験 10時開始	9月26日（木）	未 定	
演習（※2） 9時15分～18時	10月6日（日）	ウィリング横浜	10階介護実習室1、2
実地研修	10月7日～2月7日（4か月）に指導者評価表を提出 延長4か月、再延長可（最大1年）		

※講義は9時30分開始です。15分以上遅れた場合、遅刻扱いとなります。公共交通機関の遅れの場合は遅刻扱いにはなりません。遅延証明を提出してください。

※遅刻、早退の合計時間は講義全体を通して、5時間までとします（公共交通機関の遅延による遅刻は含みません）。遅刻早退の場合は、その単元の補講（当該講義のDVDを視聴）を自施設で実施していただきます。通算時間が5時間を超えた場合、受講取り消しとなります。

※1 講義（50時間）終了後、筆記試験を実施致します。試験時間は1時間です。

30点満点中27点以上が合格となります。26点以下の方は再試験を受験していただきます。再試験で26点以下の方はこの時点で研修は終了となります。再度喀痰吸引等研修を受講してください。

※2 筆記試験合格者はシミュレータを用いた演習に進みます。演習は規定回数を実施し、合格すると実地研修開始となります。当機関では半固形演習も実施します。

《講義 研修カリキュラム》

第I部 総論	介護職と医療的ケア	0.5時間
第1章 人間と社会	介護福祉士等が喀痰吸引等を行うことに係る制度	1時間
第2章 保健医療制度 とチーム医療	保険医療に関する制度	1時間
	医療的行為に係る法律	0.5時間
	チーム医療と介護職員との連携	0.5時間
第3章 安全な療養生活	喀痰吸引や経管栄養の安全な実施	2時間
	救急蘇生法	2時間
第4章 清潔保持 と感染予防	感染予防	0.5時間
	職員の感染予防	0.5時間
	療養環境の清潔、消毒法	0.5時間
第5章 健康状態の 把握	減菌と消毒	1時間
	身体・精神の健康	1時間
	健康状態を知る項目（バイタルサインなど）	1.5時間
	急変状態について	0.5時間

第Ⅱ部 高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」 第1章 高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	呼吸の仕組みとはたらき	1.5時間
	いつもと違う呼吸状態	1時間
	喀痰吸引とは	1時間
	人工呼吸器と吸引	2時間
	子どもの吸引について	1時間
	吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5時間
	呼吸器系の感染と予防（吸引と関連して）	1時間
	喀痰吸引により生じる危険、事後の安全確認	1時間
	急変・事故発生時の対応と事前対策	2時間
第2章 高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」実施手順解説	喀痰吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1時間
	吸引の技術と留意点	5時間
	喀痰吸引にともなうケア	1時間
	報告および記録	1時間
第Ⅲ部 高齢者および障害児・者の経管栄養 第1章 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	消化器系のしくみとはたらき	1.5時間
	消化・吸収とよくある消化器の症状	1時間
	経管栄養とは	1時間
	注入する内容に関する知識	1時間
	経管栄養実施上の留意点	1時間
	子どもの経管栄養について	1時間
	経管栄養に関係する感染と予防	1時間
	経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5時間
	経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1時間
第2章 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	急変・事後発生時の対応と事前対策	1時間
	経管栄養で用いる器具・器材とその仕組み、清潔の保持	1時間
	経管栄養の技術と留意点	5時間
	経管栄養に必要なケア	1時間
	報告及び記録	1時間
合 計		50時間

《基本研修・演習》

たんの吸引に関する演習	シミュレータを用いて	口腔内の吸引	5回以上
	同上	鼻腔内の吸引	5回以上
	同上	気管カニューレ内部の吸引	5回以上
経管栄養に関する演習（滴下・半固形を実施）	シミュレータを用いて胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養		5回以上
	同上	経鼻による経管栄養	5回以上
救急蘇生法	シミュレータを用いて		1回以上

※経管栄養の演習は滴下と半固形両方を実施します。

《実地研修》

たんの吸引	指導看護師の指導のもと利用者を対象として	口腔内の吸引	10回以上
	同上	鼻腔内の吸引	20回以上
	同上	気管カニューレ内の吸引	20回以上
経管栄養	指導看護師の指導のもと利用者を対象として	胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	
	①滴下のみ 20回または ②滴下20回、半固形10回	どちらかを選択(滴下は必須)	
	同上	経鼻経管栄養	20回以上

※当機関での経管栄養の実地研修の規定回数は、滴下20回以上、半固形10回以上の合計30回を実施するか、又は従来通り滴下20回以上の何れかです。

(経管栄養の実地の場合、滴下は必須。半固形だけの実地は不可)

※実地研修の修了認定方法には規定がありますので、その規定に沿って当機関指定の「指導者評価表」を提出してください。

※実地研修の行為は修了した1行為から修了証を発行致します。

【問合せ先・申込書送付先】

登録研修機関 一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会
事務局 宮口・五十嵐
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2
電話 045-311-8745 FAX 045-311-8768
e-mail koureikyo@kanagawa-koureikyo.or.jp

申込書の宛名としてご使用ください

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター内 一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会 事務局 あて 喀痰吸引等研修 受講申込書在中
--